

6 消安第 1873 号
令和 6 年 6 月 19 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物の製造の方法等の基準及び成分の規格並びに当該飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を設定すること。

遺伝子組換え技術によって得られた *Trichoderma reesei* を利用して生産された
フィターゼ



飼料添加物フィターゼの基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

フィターゼは、フィチン酸を分解する反応を触媒する酵素の総称であり、飼料中に含まれるフィチンリンの加水分解を触媒し、無機リンを遊離させることにより、リンの利用効率を高めることが期待される。

国内における飼料添加物としてのフィターゼについては、*Aspergillus niger* 属の菌株が産生するフィターゼが、平成8年に最初に飼料添加物として指定され、現在は計8つの規格がある。

今回、要望のあったフィターゼは、*Trichoderma reesei* RF7727 株を宿主として、*Escherichia coli* 由来のフィターゼを産生する遺伝子に変異を加えた遺伝子 (*qpt2* 遺伝子) が導入された生産菌 *Trichoderma reesei* RF8694 株によって産生される。

本フィターゼは、*qpt2* 遺伝子の導入により、既に指定されているフィターゼと比較して、耐熱性が向上しており、ペレット化等の飼料の加工工程中の加熱におけるフィターゼの失活を防ぐことができるとされている。

海外では、EU等で既に使用されている。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、令和4年7月29日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

なお、本飼料添加物については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の2の規定に基づき、遺伝子組換え飼料添加物の安全性に関して令和6年2月27日に評価要請をしており、現在食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会にて審議中である。

2. 改正の概要

要望のあったフィターゼについて、新たに基準及び規格を設定する。

なお、用途は飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進で、対象は豚、鶏、うずら、魚類及び甲殻類用飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正等必要な手続を進める。